

# I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス(第2種  
オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

【現改比較表】 2023年2月16日現在

～2023年3月15日

2023年3月16日～

## ▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次 (略)

第1～2章 (略)

第3章

第5条～第17条 (略)

(当社が行う第2種契約の解除)

第18条 当社は、第21条(利用停止に伴う第2種契約の扱い)第1項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しないとき、共通編第40条(債権の譲渡)により株式会社N T T ドコモへ債権を譲渡することとなった第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その第2種契約を解除することがあります。

2 第2種契約者は、当社が前項の規定により第2種契約の解除を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等を株式会社N T T ドコモに通知することについて、予め承諾するものとします。

3 当社は、共通編第15条(当社が行うI P 通信網契約の解除)のほか、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ6-3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。)について、次のいずれかに該当したときは、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないで、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 第2種契約者がその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する又は他人の利益を害する態様で利用するおそれがあると当社が判断したとき。

## ▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊

(オープンコンピュータ通信網サービス

(第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))

目次 (略)

第1～2章 (略)

第3章

第5条～第17条 (略)

(当社が行う第2種契約の解除)

第18条 当社は、第21条(利用停止に伴う第2種契約の扱い)第1項の規定により第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用を停止された第2種契約者が、なおその事実を解消しないとき、共通編第40条(債権の譲渡)により株式会社N T T ドコモへ債権を譲渡することとなった第2種オープンコンピュータ通信網サービスについて、その第2種契約を解除することがあります。

2 第2種契約者は、当社が前項の規定により第2種契約の解除を行ったとき、その第2種契約者の氏名、住所等を株式会社N T T ドコモに通知することについて、予め承諾するものとします。

3 当社は、共通編第15条(当社が行うI P 通信網契約の解除)のほか、第2種オープンコンピュータ通信網サービス(タイプ6-3に係るものに限ります。以下本項において同じとします。)について、次のいずれかに該当したときは、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をしないで、その第2種契約を解除することがあります。

- (1) 第2種契約者がその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する又は他人の利益を害する態様で利用するおそれがあると当社が判断したとき。

| ～2023年3月15日  | 2023年 3月16日～   |
|--|--|
| <p>(2) 第2種契約者がその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又はこれを誘発若しくは扇動するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 第2種契約者がモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るもので、その第2種契約と同時に利用するものに限り。）の解除を行ったとき。</p> <p>(4) 第9条（第2種契約申込みの承諾）第1項に該当すると当社が判断したとき。</p> <p>4 当社は、前項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。</p> <p>第19条（略）<br/>第4章～第8章（略）<br/>別記（略）<br/>料金表（略）</p> | <p>(2) 第2種契約者がその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用にあたり法令（主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。）に反する行為又はこれを誘発若しくは扇動するおそれがあると当社が判断したとき。</p> <p>(3) 第2種契約者がモバイルアクセスサービス契約約款に定めるモバイルアクセスサービス（カテゴリーWに係るもので、その第2種契約と同時に利用するものに限り。）の解除を行ったとき。</p> <p>(4) 第9条（第2種契約申込みの承諾）第1項に該当すると当社が判断したとき。</p> <p>4 当社は、前項の規定により、その第2種契約を解除しようとするときは、あらかじめ第2種契約者にそのことを通知します。</p> <p><u>5 当社は、共通編第15条（当社が行うIP通信網契約の解除）のほか、第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ2又はタイプ3に係るものに限り。以下本項において同じとします。）について、次のいずれかに該当したときは、その第2種オープンコンピュータ通信網サービスの利用停止をすることなく、第2種契約を解除することがあります。</u></p> <p><u>(1) 第2種契約者が相当の期間を経過しても第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ2に係るものに限り。）に係るDSL回線での利用を開始しないときであって、当社が第2種契約者へその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料の支払いを請求することができないとき</u></p> <p><u>(2) 第2種契約者が相当の期間を経過しても第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3に係るものに限り。）に係る光アクセス回線での利用を開始しないときであって、当社が第2種契約者へその第2種オープンコンピュータ通信網サービスの定額利用料の支払いを請求することができないとき</u></p> <p>第19条（略）<br/>第4章～第8章（略）<br/>別記（略）<br/>料金表（略）</p> |